

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 139 号答申について

行政文書の不開示決定に対する異議申立てについての諮問第 147 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 道路建設課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：大和郡山広陵線における裁判結果を受けての郡山土木事務所の対応及び処理
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：「大和郡山広陵線における裁判結果を受けての郡山土木事務所の対応及び処理」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

○行政文書の不存在について

異議申立人は、「大和郡山広陵線における裁判結果を受けての郡山土木事務所の対応および処理」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているのので、以下検討する。

実施機関の説明によると、異議申立人がいう「裁判」とは、郡山土木事務所の職員が用地買収交渉に係る土地の所有者に違法文書を送付したことについて、県を被告として当該所有者が提起した訴訟のことであり、「対応および処理」とは、当該訴訟の判決を踏まえて、郡山土木事務所長外 2 名が平成〇〇年〇〇月〇〇日に当該所有者宅を訪問した事実が該当するとのことである。しかし、当該訪問は謝罪及び今後の事業協力をお願いを含めた挨拶のためであり、特に記録を残しておくような内容でもなかったことから、当該記録については作成又は取得をしていないとのことである。用地買収交渉の経過その他必要な事項については、用地事務処理要領第 5 条第 2 項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することになっていることから、実施機関において郡山土木事務所が保有する用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、本件開示請求の対象となる記録は存在しなかったとのことである。

また、郡山土木事務所が保有する異議申立人に係る用地交渉日誌及び交渉経過表を当審査会においても確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

- | | | | | |
|-------------|---------|-----------|------------|----|
| ① 開 示 請 求 | 平成 23 年 | 5 月 12 日 | | |
| ② 決 定 | 平成 23 年 | 5 月 26 日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 異 議 申 立 て | 平成 23 年 | 6 月 14 日 | | |
| ④ 諮 問 | 平成 23 年 | 7 月 1 日 | | |
| ⑤ 経 過 | 平成 23 年 | 12 月 13 日 | 第 150 回審査会 | 審議 |
| | 平成 24 年 | 1 月 31 日 | 第 151 回審査会 | 審議 |
| | 平成 24 年 | 3 月 16 日 | 第 152 回審査会 | 審議 |
| | 平成 24 年 | 5 月 15 日 | 第 153 回審査会 | 審議 |